

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」という企業ビジョンのもと、国内におけるインフラシェアリングのパイオニアとして、全てのステークホルダーに対して信頼される企業であるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして認識しております。こうした認識のもと、経営の健全性、透明性を高めるとともに効率化を図り、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カルティブ	4,677,500	21.23
日本電信電話株式会社	4,206,400	19.09
田中 敦史	1,822,386	8.27
JA三井リース株式会社	881,100	4.00
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	829,500	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	622,100	2.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	576,500	2.62
KDDI株式会社	553,473	2.51
株式会社NTTドコモ	553,473	2.51
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD.	326,500	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田 直樹	他の会社の出身者											
内田 義昭	他の会社の出身者											
大場 睦子	公認会計士											
石田 信吾	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 直樹			長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、社外取締役を選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
内田 義昭		内田義昭氏は、当社の主要な取引先であるKDDI株式会社において、過去、業務執行者であったものであります。	過去において当社の主要な取引先であるKDDI株式会社の業務執行者であったため、独立役員には選任しておりませんが、通信事業の基盤となるネットワークの構築・運用をはじめ、技術に関わる多様なオペレーションを着実に遂行する等、技術全般における豊富な経験があり、また、通信事業の安定運営やネットワークの高度化に必要な優れた見識を有しております。また、通信事業を営む他社において取締役就任した経験もあり、通信事業に関する経営にも精通していることから、取締役会の意思決定や取締役の業務執行にとって有益かつ適切な助言及び監視・監督を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。
大場 睦子			公認会計士として、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、また、当社の常勤・社外監査役として就任していたことから、その知識経験に基づき、当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
石田 信吾		石田信吾氏は、当社の主要株主である日本電信電話株式会社の業務執行者であります。	当社の主要株主である日本電信電話株式会社の業務執行者であるため、独立役員には選任しておりませんが、ネットワーク・インフラ分野の事業に長年にわたり携わっており、通信業界における経営戦略や技術全般に関する知見及び幅広い経験を有していることから、取締役会の意思決定や取締役の業務執行にとって有益かつ適切な助言及び監視・監督機能を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期に一度意見交換等を行い、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査役は日々の業務の中で内部監査担当者と積極的に意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人にも意見を求めることで、連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西浦 由希子	公認会計士													
山田 彰宏	税理士													
永山 淑子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西浦 由希子			公認会計士として、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
山田 彰宏			税理士として、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

永山 淑子		会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
-------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
-----------------------------------------------------------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション付与によって、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、株主と目線を合わせ、中長期的な視点からバランスのとれた経営を行う動機付けを行っております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、取締役(社外取締役を除く。)については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、金銭の固定報酬および短期インセンティブ報酬としての金銭の業績連動報酬等から成る基本報酬としております。金銭の業績連動報酬等は、各前事業年度の売上高および営業利益を業績指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額としており、当該金銭の業績連動報酬等が基本報酬全体に対して占める割合は、概ね0%~30%としております。

また、当社の社外取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、株主総会決議において定めた総額の範囲内で、他社水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して非金銭報酬等を支給せず、また、当社の社外取締役に対して業績連動報酬等および非金銭報酬等を支給しないものとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、コーポレート本部において資料の事前送付を行う等、必要に応じサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他として経営会議及び執行役員制度を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

### (a) 取締役会

当社の取締役会は、7名(うち社外取締役4名)で構成され、経営の重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況について監督を行っております。取締役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。

### (b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要会議への出席、重要な書類の閲覧、取締役及び使用人との意見交換等を通じて独立した立場から監査を行っております。監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会が開催されております。

### (c) 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による経営の監督機能と執行役員による業務執行機能を明確に分離しております。

### (d) 経営会議

当社は、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を開催しており、各部・各関係会社における業務執行状況の報告、必要に応じた対策の討議及び取締役会への付議事項についての事前討議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。経営会議は月1回定期的に開催され、必要と判断した場合には非常勤取締役及び非常勤監査役も出席する体制を整備しております。

### (e) 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。また、社外取締役4名、社外監査役3名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。当社が本体制を採用している理由は、企業価値の継続的な向上と社会からの信用・信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識を基に、外部からの客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制とすべきと考えているためであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、当社のホームページ( <a href="https://www.jtower.co.jp/ir">https://www.jtower.co.jp/ir</a> )に掲載しております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、IR活動の基本方針、情報開示方法について当社コーポレートサイトに掲載しております。 IRポリシー: <a href="https://www.jtower.co.jp/ir/disclosure_policy">https://www.jtower.co.jp/ir/disclosure_policy</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に欧州、米州、アジア等の海外機関投資家を訪問することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しています。 IRサイト: <a href="https://www.jtower.co.jp/ir">https://www.jtower.co.jp/ir</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部 IRグループを担当部署としております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な業務の執行による経営の健全性の確保と透明化の向上、コンプライアンスの遵守、業務の効率化を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に適切な対応をすることができる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。そのための体制として、2018年6月19日開催の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下の通りです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
  - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - (d) 代表取締役社長直轄の内部監査人を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価結果を代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は内部監査人が行うものとする。それぞれの担当部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (d) 内部監査人は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (e) 自然災害等のリスクに対しては事業継続計画を作成し、リスクの発生を最小限にとどめる体制をとる。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- (c) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (d) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理はコーポレート本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者であるコーポレート本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (b) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- (d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役は、コーポレート本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けたコーポレート本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることができることとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。
- (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

### 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を絶対に持たないという信念のもと、その徹底を図っており、当社グループ及びその特別利害関係者、株主、取引先、従業員は、反社会的勢力との関係は無いと認識しております。当社グループにおける反社会的勢力の排除に向けた方針・基準等については、上述の「内部統制システム構築に関する基本方針」のほか、「就業規則」、「反社会的勢力対策規程」において定めており、社内ポータルネットへの掲載、主要な社内会議等の機会を通じて周知徹底を図っております。また、年に一度、定期的に当社グループのすべての役員、従業員を対象に、反社会的勢力との関係の遮断に関する研修を行っており、その周知徹底を図っております。

反社会的勢力に対する業務を所管する部署は、コーポレート本部としており、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談など実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力の排除に係る実施ガイドライン」を整備しております。また、各取引先との契約開始に



おいては、社内承認申請フローに反社会的勢力のチェックステップを組み込んで事前のチェックを徹底しており、契約書には反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。なお、「反社会的勢力の排除に係る実施ガイドライン」に基づく取引先等に対して実施している反社会的勢力チェックの方法は次の通りであり、万々に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や法律事務所との緊急体制の構築を実施しております。

a. 取引先に係る調査実施方法

新規取引先については取引開始前に、キーワード検索及び新聞記事検索サービス等を利用した調査を実施しております。調査の結果において、反社会勢力との関係がないと結論付けることができない相手先については、更に調査会社に追加調査（財務分析、風評分析等）を依頼し、反社会的勢力との関連がある場合、または反社会的勢力との関連がないと結論づけるだけの確証が得られない場合には、取引を行わない方針としております。なお、全ての取引契約において反社会的勢力排除条項を設けており、当該条項に違反した場合の契約解除要件を明確に定めております。

既存取引先については、年に1回定期的に、新規取引先の取引前と同様の調査を行っております。

b. 株主に係る調査実施方法

中間及び年度末において確定する株主名簿を元に、主な株主（概ね上位 30 名程度）について、取引先に係る調査に準じた調査を実施し、調査の結果、反社会的勢力との関連があるとされる場合には、当該株主の持分の増減に留意し、当該株主からの要求等について法律事務所と相談し、慎重に対応する方針であります。

c. 役員に係る調査実施方法

新規役員、当該新規役員の配偶者及びその2親等内の血族、新規役員等によって発行済株式総数の過半数が所有されている会社等を対象に取引先に係る調査に準じた調査を実施し、調査の結果、反社会的勢力との関連がないと結論するだけの確証が得られない場合には、当該新規役員の選任議案を承認しないものとしております。

また、年に1回定期的に、就任時と同様の調査を行っております。

d. 従業員に係る調査実施方法

従業員を採用する場合には、当該従業員の入社時に反社会的勢力と関係のない旨の誓約書を徴求しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



